

山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉事業者（以下「事業者」という。）の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するため、事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）」に関する県の基本的な方針を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱及びこの要綱に基づき作成する要領等において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 事業者

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町、その他の者をいう。

2 第三者評価事業

社会福祉法人等が行う社会福祉事業の福祉サービスの質を、県の認証を受けた評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、これを公表する事業をいう。

3 外部評価

認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「認知症対応型共同生活介護事業等」という。）について行う第三者評価事業をいう。

4 第三者評価

認知症対応型共同生活介護事業等以外の社会福祉事業について行う第三者評価事業をいう。

5 評価機関

県の認証を受け福祉サービス第三者評価事業を行う公正・中立な第三者機関をいう。

6 評価業務

評価機関が評価基準や評価手法に基づき客観的な立場から評価を行うことをいう。

7 評価調査者

県が定めた要件を満たし、評価業務を行う者をいう。

第3 第三者評価事業の推進主体と業務

1 事業の推進主体は、山口県とする。

2 県は、第三者評価事業を推進するため、次の業務を行う。

- (1) 評価機関の認証基準の作成及び認証
- (2) 評価基準及び評価手法の作成
- (3) 評価調査者養成研修の実施方法の作成
- (4) 評価結果の公表基準等の作成
- (5) 第三者評価事業の普及啓発、情報提供及び苦情への対応
- (6) その他第三者評価事業の推進に関すること

3 県は上記2に掲げる業務について、必要に応じ委託できるものとする。

第4 事業者の責務

- 1 社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、評価を積極的に受けるよう努めなければならない。
- 2 認知症対応型共同生活介護事業等の事業者については、その事業所ごとに、少なくとも年に1回は評価を受けなければならない。ただし、別に定める要件を満たす場合には評価回数を2年に1回とすることができる。

第5 福祉サービス第三者評価事業推進委員会等

- 1 県は、第三者評価事業の具体的な実施内容を検討するため、有識者による福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえて事業を推進する。ただし、外部評価については、山口県高齢者保健福祉推進会議（介護・地域ケア部会）の意見を踏まえ、事業を推進するものとする。
- 2 推進委員会は、第3の2に定める第三者評価事業（第三者評価に係る部分に限る。）に関する各種の基準等の作成とその推進方法等に関する検討を行い、県に対して意見を述べる。
- 3 委員会の委員は、学識経験者、利用関係者、事業関係者等で構成する。

第6 評価機関の認証基準の作成及び認証

県は、評価機関の組織体制や評価調査者の配置等の評価機関の認証基準を作成し、その基準により、適格性について審査し、評価機関の認証を行う。

第7 評価基準及び評価手法の作成

県は、評価機関が適切に評価業務を行えるよう、また、第三者評価事業を統一かつ効果的に実施するため、評価基準及び評価手法を作成する。

第8 評価調査者養成研修の実施方法の作成

県は、評価機関の評価業務を担当する評価調査者の養成とその資質の向上を図る

ため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施内容及び実施方法を定める。

第9 評価結果の公表基準等の作成

県は、評価機関の実施した評価結果の公表基準及びその手続きを定め、利用者の適切な選択を実現するよう努めるものとする。

第10 普及啓発、情報提供及び苦情への対応

- 1 県は、第三者評価事業に対する県民と事業者の理解を深めるとともに、事業者の受審を促進するため、普及啓発に努めるものとする。
- 2 県は、評価機関に関する事項その他事業の推進に必要な事項について情報提供を行うものとする。
- 3 県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

第11 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については、推進委員会の意見を踏まえ、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。